

付帯割引定義書

《マイオプションG》

2019 年 12 月 1 日実施

サーラエナジー株式会社

目 次

1.	適用及び名称	1
2.	本割引の概要	1
3.	用語の定義	1
4.	付帯定義書の変更及び廃止	1
5.	本割引に関する契約の成立	1
6.	申し込みに対して承諾をしない場合	1
7.	本割引の申し込み及び変更	2
8.	本割引の適用開始日及び本割引の適用期間	2
9.	料金の割引及び通知	2
10.	1 本割引の適用条件及び割引プラン等	2
11.	1 本割引適用条件等の確認	4
12.	1 本割引の終了又は解約	4
13.	1 権利義務の譲渡禁止	5
14.	1 お客さま情報の取扱い	5
15.	1 本割引に関する疑義等	5
16.	1 その他	5
付則		6
別表		6

1. 適用及び名称

この付帯割引定義書（以下「本付帯定義書」といいます。）は、サーラエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）とガス小売供給に係る使用契約を締結し、ガスをご使用中（開栓中）のお客さま（以下「お客さま」という）を対象といたします。

また、本付帯定義書による割引は「マイオプションG」（以下「本割引」といいます）と称します。

2. 割引の概要

本割引は、当社の都市ガスと、「10. 本割引の適用条件及び割引プラン等」に定めるサーラグループの提供するサービス（「以下「対象サービス」といいます」）を組み合わせる利用する場合に、本付帯定義書に定めるところにより割引を行うこと等をその内容とします。

3. 用語の定義

本付帯定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、お客さまと当社との間で締結されているガス小売需給契約をいいます。
- (2) 「ガス小売需給契約」とは、ガス小売供給約款、家庭用温水暖房契約、家庭用ウィズガス（調理・温水・暖房）契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約をいいます。
- (3) 「戸建持家」とは、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所に居住する世帯が1世帯であり、居住する住宅がその世帯の所有である住宅をいいます。
- (4) 「早収料金」とは、早収期間（検針日の翌日から20日以内）にお支払いいただく場合に適用される料金で基本料金と従量料金（ご使用量×単位料金）を合計した金額をいいます。
- (5) その他の用語については、ガス小売供給約款の用語のとおりといたします。

4. 本付帯定義書の変更及び廃止

- (1) 当社が本付帯定義書の変更及び廃止を必要と判断した場合、本付帯定義書を変更及び廃止することがあります。変更の場合における本割引は変更後の本付帯定義書によります。
- (2) 本付帯定義書の変更及び廃止によりお客さま又は第三者が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、一般概念上お客さまに著しく不利益であると判断される変更がなされる場合は、あらかじめ変更後の付帯定義書及び変更の効力発生日等を、一定期間当社のホームページに掲載すること等でお知らせします。

5. 本割引に関する契約の成立

本割引に関する契約は当社がお客さまとの間に現に締結されているガス小売需給契約及び、お客さまが契約している対象サービスの契約内容を確認し、お客さまからの申し込みを承諾したときに成立いたします。ただし、主契約が成立していない場合は、主契約が成立したときに成立いたします。

6. 申し込みに対して承諾をしない場合

- (1) 当社は、法令、ガス及び対象サービスの料金支払状況（ガス小売需給契約の料金を、支払

期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によって、「7. 本割引の申し込み及び変更」に基づく申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

(2)(1)にかかわらず、当社は、業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不適当と判断したときは、「7. 本割引の申し込み及び変更」に基づく申し込みを承諾しないことがあります。

7. 本割引の申し込み及び変更

(1) 本割引の適用を希望するお客さまは、本付帯定義書の内容を承諾の上、お客さまから当社に申込みを行っていただきます。

(2) お客さまが本割引の変更を希望され、当社が承諾した場合には、当社所定の方法で本割引の申し込みをしていただきます。

8. 本割引の適用開始日及び本割引の適用期間

(1) 「7. 本割引の申し込み及び変更」による本割引の適用は、原則として当社の所定の手続き完了後、翌々月(2ヵ月後)のガス料金からいたします。

(2) 本割引の適用期間は原則として主契約の契約期間と同一といたします。ただし、「11. 本割引適用条件等の確認」、「12. 本割引の終了及び解約」により本割引が終了又は解約された場合はこの限りではありません。

9. 料金の割引及び通知

(1) 当社は、「10. 本割引の適用条件及び割引プラン等」の(1)から(2)に基づき、別表第1により算定した金額を、主契約に基づき算定された早収料金から割引いたします。また、月毎の割引適用は、ガス小売供給約款「12(1)」の定例のガス検針日の前月1日時点の対象サービスのご利用状況に応じます。

(2) 本割引は、原則として、ガス小売供給約款「12.(1)」の定例検針により算定された料金に対して適用します。

(3) 当社は、(1)による割引金額の月毎の合計金額を「ガス使用量のお知らせ(検針票)」に記載いたします。

(4) 割引金額の明細は、当社が運営するウェブサイト「マイサーラ」(以下「本サイト」といいます)が提供する「ガス料金WEB照会サービス」にて参照できます。「ガス料金WEB照会サービス」のご利用には、「マイサーラ利用規約」および「ガス料金WEB照会サービス利用規約」に同意し利用登録条件を満たしたお客さまご自身によるお手続きが必要です。

(5) 割引金額に関するお客さまへの通知は(3)及び(4)の方法に限らせていただきます。

(6) 「10. 本割引の適用条件及び割引プラン等」の(1)から(2)に基づき、別表第1により算定した金額が主契約に基づき算定された早収料金を上回った場合は、割引金額を早収料金と同額といたします。

10. 本割引の適用条件及び割引プラン等

(1) 対象サービス毎の適用条件

対象サービスとは、サーラeエナジー株式会社による電気供給、豊橋ケーブルネットワー

ク株式会社又は浜松ケーブルテレビ株式会社による放送通信（ケーブルテレビ等）、サーラの水株式会社による宅配水とします。

①電気（以下「サーラの電気」といいます）とのセット割引

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、サーラの電気とのセット割引を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- i) お客さまが、サーラeエナジー株式会社の電気需給約款にもとづく電気供給契約（以下「電気の契約」といいます。）を締結の上、利用中であり、かつ、当社と主契約を締結されていること。
- ii) 主契約の契約メニューがガス小売供給約款、家庭用温水暖房契約、家庭用ウィズガス（調理・温水・暖房）契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約（以下、10.（1）①において「ガスの契約」といいます。）であること。
- iii) 電気の契約について、契約メニューが基本プランA、基本プランB、基本プランC又は基本プランDであること。
- iv) お客さまの電気の契約の需要場所が、お客さまのガスの契約の需要場所と同一の敷地内であること。なお、ガスの契約の需要場所は、ガス小売供給約款3（用語の定義）(24)によるものとします。
- v) 同一の敷地内（需要場所）において、ガスの契約が1契約に対して、電気の契約を1契約まで適用できるものとします。
- vi) ガスの契約により請求されるガス料金と電気の契約により請求される電気料金を、口座振替又はクレジットカード払いにより、両者を同一の支払方法によって支払うこと。

②ケーブルテレビ等（以下「CATV」といいます）とのセット割引

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、CATVとのセット割引を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- i) お客さまが、豊橋ケーブルネットワーク株式会社又は浜松ケーブルテレビ株式会社の定める約款の有料サービスを利用中（以下「CATVの契約」といいます。）であり、かつ、当社と主契約を締結されていること。
- ii) 主契約の契約メニューが家庭用温水暖房契約、家庭用ウィズガス（調理・温水・暖房）契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約（以下、10.（1）②において「ガスの契約」といいます。）のいずれかであること。
- iii) お客さまのCATVの契約における需要場所が、お客さまのガスの契約における需要場所と同一の敷地内にあること。なお、ガスの契約における需要場所は、ガス小売供給約款3（用語の定義）(24)によるものとします。
- iv) 同一の敷地内（需要場所）において、ガスの契約が1契約に対して、CATVの契約を1契約まで適用できるものとします。
- v) お客さまのガスの契約における需要場所が戸建持家であること。
- vi) 主契約により請求されるガス料金を、口座振替又はクレジットカード払いにより支払うこと。

vii) C A T Vの契約の内容に応じて、別表第 1 に基づき、シングル割引、ダブル割引、トリプル割引のいずれか一つを適用します。

③宅配水（以下「サーラの水」といいます）とのセット割引

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、サーラの水とのセット割引を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- i) お客さまが、サーラの水株式会社が販売する宅配水を利用中（以下「サーラの水の契約」といいます。）であり、かつ、当社と主契約を締結されていること。
- ii) 主契約の契約メニューが家庭用温水暖房契約、家庭用ウィズガス（調理・温水・暖房）契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約（以下、10.(1)③において「ガスの契約」といいます。）のいずれかであること。
- iii) お客さまのサーラの水の契約における需要場所が、お客さまのガスの契約における需要場所と同一の敷地内にあること。なお、ガスの契約における需要場所は、ガス小売供給約款3（用語の定義）(24)によるものとします。
- iv) 同一の敷地内（需要場所）において、ガスの契約が 1 契約に対して、サーラの水の契約を 1 契約まで適用できるものとします。
- v) お客さまのガスの契約における需要場所が戸建持家であること。
- vi) 主契約により請求されるガス料金を、口座振替又はクレジットカード払いにより支払うこと。

(2) 割引金額

割引金額は別表第 1 のとおりといたします。

1 1. 本割引適用条件等の確認

- (1) 本割引の適用条件を満たさなくなった場合は、お客さまは当社にただちにその旨を通知していただきます。
- (2) 当社は(1)、「5. 本割引に関する契約の成立」、「10. 本割引の適用条件及び割引プラン等」、その他当社が必要と判断した場合において、本割引の適用条件が満たされているかどうか確認し、お客さまにご回答していただきます。

1 2. 本割引の解約

- (1) 主契約を解約された場合は、主契約の解約日を本割引の解約日といたします。
- (2) 対象サービスの利用契約を解約された場合は、契約の解約日を本割引の解約日といたします。
- (3) お客さまが(1)または(2)に該当しない事由により本割引を解約しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、その終了期日の1ヶ月前までに当社に連絡していただきます。当社は、原則として、その終了期日を解約日といたします。
- (4) お客さまに契約違反があった場合（「10. 本割引の適用条件及び割引プラン等」を満たさなくなった場合を含みます。）は当社の申し出により、本割引を解約できるものといたします。
- (5) (1) から(4) の場合においては、原則として、契約の解約日を含む検針分のガス料金に

おいては割引をいたしません。

- (6) お客さまの故意又は過失により、「10. 本割引の適用条件及び割引プラン等」の適用条件を満たさずに本割引を受けていた場合、その期間の割引額の合計金額を申し受けることがあります。

13. 権利義務の譲渡禁止

お客さまは、本割引に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

14. お客さま情報の取扱い

- (1) 当社は、本割引の提供に関して取得したお客さまに係る情報について、当社が別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

- (2) 当社は、下記の会社との間でお客さま情報を共同利用いたします。

- ・共同して利用するお客さま情報の項目

お客さまの氏名、住所、電話番号、メールアドレス、商品・サービスのご利用履歴等の情報

- ・共同して利用する者の範囲

豊橋ケーブルネットワーク株式会社、浜松ケーブルテレビ株式会社、ソーラ E&L 東三河株式会社、ソーラ E&L 浜松株式会社、当社販売・サービス店(ソーラステーション等)、ソーラグループ各社

- ・利用する者の利用目的

お客さまに対して、お客さまの生活に関連する各種事業（エネルギーの供給やエネルギー関連事業、住宅関連事業、飲料水販売事業、有線テレビジョン放送事業等）に関するサービスを、共同利用する者全体で包括的に提供するため

- ・お客さま情報の管理について責任を有する者

当社

- (3) (1) 及び (2) について承諾していただけない場合、当社はこの本割引の申し込み又は変更の申し込みを承諾しないか、もしくは本割引を解約できるものといたします。

15. 本割引に関する疑義等

本付帯定義書の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、お客さまは予めこれを承諾するものとします。

16. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本付帯定義書は 2019年 8月 1日から実施いたします。

別 表

(別表第1)

「マイオプションG」割引金額

(1) サーラの電気とのセット割引(月額、消費税等相当額を含みません)

金額	100円
----	------

(2) CATVとのセット割引(月額、消費税等相当額を含みません)

金額	シングル割引(*1)	50円
	ダブル割引(*2)	100円
	トリプル割引(*3)	150円

(*1) ケーブルテレビ、インターネット、ケーブルプラス電話のうちいずれか1つをご利用の場合。

(*2) ケーブルテレビ、インターネット、ケーブルプラス電話のうちいずれか2つをご利用の場合。

(*3) ケーブルテレビ、インターネット、ケーブルプラス電話の3つ全てをご利用の場合。

(3) サーラの水とのセット割引(月額、消費税等相当額を含みません)

金額	50円
----	-----